

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (18)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

70

(開始ページ / Start Page)

72

(終了ページ / End Page)

88

(発行年 / Year)

2008-09-30

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一八)

テオドシウス法典研究会

(代表 後藤 篤子)

- 一 三二三年(法文①)～⑩(以上『専修法学論集』第五九号「一九九三年九月」)
- 二 三二四年(法文⑪)～⑳(以上同六〇号「一九九四年三月」)
- 三 三二五年一月～一〇月(法文㉓)～㉔(以上同六一号「一九九四年七月」)
- 四 三二五年一月～三二六年(法文㉕)～㉖(以上同六三号「一九九五年三月」)
- 五 三二七年～三二九年三月(法文㉗)～㉘(以上『立教法學』第四三号「一九九六年二月」)
- 六 三二九年四月～七月(法文㉙)～㉚(以上同四五号「一九九六年九月」)
- 七 三二九年七月～一〇月(法文㉛)～㉜(以上同四七号「一九九七年七月」)
- 八 三二九年一月～三二〇年二月(法文㉝)～㉞(以上同五〇号「一九九八年七月」)
- 九 三二〇年二月～三二一年一月(法文㉟)～㊱(以上同五三号「一九九九年七月」)
- 一〇 三二一年二月～八月(法文㊲)～㊳(以上同五六号「二〇〇〇年八月」)
- 一一 三二二年八月～三二三年四月(法文㊴)～㊵(以上同五八号「二〇〇一年七月」)
- 一二 三二三年五月～三二五年六月(法文㊶)～㊷(以上『法政史学』第五七号「二〇〇二年三月」)
- 一三 三二五年六月～三二六年三月(法文㊸)～㊹(以上同五九号「二〇〇二年三月」)

一四 三二六年三月～七月（法文^{②①⑨}～^{②③⑧}）（以上同六二号
「二〇〇四年九月」）

一五 三二六年八月～三二七年三月（法文^{②③⑨}～^{②⑤③}）（以上
同六四号「二〇〇五年九月」）

一六 三二七年四月～三二九年一月（法文^{②⑤④}～^{②⑦③}）（以
上同六六号「二〇〇六年九月」）

一七 三三〇年二月～三三一年八月（法文^{②⑦④}～^{②⑨①}）（以上
同六八号「二〇〇七年九月」）

一八 三三一年一月～三三三年四月（法文^{②⑨②}～^{③①⑥}）（以
上本誌）

（承前）

②② 第四卷第一二章第四法文

〔同（＝コーンスタンティヌス）帝が〕¹

だれであれ、本法以後、奴隷との共棲に身を投じた女
は、たとえ警告を通じて戒められていなくても、古法が規
定していたように自由の身分を失うべきである。

バッシスとアブラーピウスがコーンスルの年の一〇月六
日に付与す。

(1) 本法文は *in scripto* を欠いており、Mommser, ad h. l. は
発布者を補っている。

(2) *denuntiatio*. 本法典第四卷第二章のタイトルル（クラウ
ディウス元老院決議について）にある元老院決議（紀元
五二年）は、奴隷主の意思に反して、しかも奴隷主からの
警告にもかかわらず、奴隷との共棲を続けたローマ市民の
女性は、奴隷となって財産と自由を失うことを定めていた
(cf. Kaser, *Das römische Privatrecht* I (法文^{②⑦②}註(3)) 所引,
p. 292; Gaius, *Institutiones*, I, 91; I. 160. 法文^{①⑥}註(1)、法
文^{②⑧}註(7)も参照)。本法文の意義は、弓削達「テオド
シウス法典における奴隷立法」【ローマ帝国の国家と社会】
(法文^{①⑥}註(1) 所引) 三三三～三三四頁によれば、以下
のように解される。すなわち、本法文は、この元老院決議
の適用対象をローマ市民女性に限らず全自由人女性に拡大
するとともに（この拡大は帝国内の全自由人にローマ市民
権を与えた「アントーニヌス勅法」の必然的結果にすぎ
ないが、適用対象が実質的に拡大されたことに変わりはない
とされる）、奴隷主からの警告を除外することによって
自由人女性に対する峻厳さを増加させるものであった。

なお、奴隷との共棲によって自由人女性は自由身分を失
うとする本法文によって、国有奴隷の妻に関する本巻本章
第三法文（法文^{②⑧}）が修正されたのか否かが争われてお
り、J. E. Gubbs は、本法文が廃止したのは私人たる奴隷

- 主の奴隷に関するるとされる本巻本章第二法文(法文⑥)のみであって、コーンスタンティヌス帝は警告なしに直ちに女性を奴隷とすることによって私人たる奴隷主の権利を保護したと解しているが、同帝が一七一年間に渡って發布した同じ主題に関する四つの相異なる矛盾する勅法(第四巻第一二章第一法文(法文⑩)から第四法文(本法文)まで)は混乱を増加させたに過ぎない、とも述べている。J. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文⑩註(7)所引), pp. 267-268.
- (3) 紀元五二年発布の「クラウディウス元老院決議」(本法文註(2)参照)を指すと解される。

293 第一巻第五章第三法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が道長官バッススに⁽¹⁾「宣示」⁽²⁾。
州総督^{フラエゼス}または他の何らかの裁判官によって言い渡された判決が無効とされることを要求する者たちに関して、次のような制約の下で貴官の審理が行われるべきこと。すなわち、訴訟の本質的部分⁽³⁾が完全に終了しており、判決が明らかに法と正義からかけ離れたものであることが判明したと

きに(へのみ)、その判決は完全に退けられ、係争は衡平さに基づいて決着を得るべし。しかし、もし既に下された判決が諸法に適合しているのなら、その言い渡しに對し不遜にも攻撃をした者は、資産が潤沢である場合、二年間の島への追放⁽³⁾によって罰せられ、その者の財産の半分は国庫の便益に充てられ没収さるべし。他方、田野暮らしの者あるいは困窮した暮らしの者である場合、その者は二年間鉾山に放逐されるべきこと。汝は、我等の覚書⁽⁴⁾に對しても、判決後の再度の審理に関するこの法を遵守せねばならない。バッススとアブラーウィウスがコーンスルの年の一〇月二〇日に付与す。

- (1) Bassus, Gothofredus, ad I. 5. 1; Seeck, *Regesten*, p. 181; *PLRE*, i, p. 154 (Iunius Bassus 14); Barnes, *New Empire*, p. 129 のいずれも、この人物を三二八―三三一年に道長官、三三一年にコーンスルを務めたユーニウス・バッススとする。なお、この人物については、法文⑩註(1)も参照。
- (2) *interna negotii*; *interna* という用語は法文⑩にも現れるが(同法文註(3)参照)、法文⑩が財産の所有権に関わる訴訟を扱うのに対し、本法文は第一審で言い渡された判決に対する異議申立・上訴を扱っており、したがって「訴訟の本質的部分」と訳出したこの *interna negotii* は、同じ問題

に関わる法文⑬に現れる *principalis negotii* や、法文⑭に現れる *causa principalis* および *negotium principale* (いずれも「訴訟の主要部分」と訳出) と同じ内容を指していると思われる。法文⑮註(2)も参照。

(3) *relegatio*. この刑罰の詳細については法文⑰註(2)参照。

(4) *annotaciones*. 「覚書」については法文⑱註(3)参照。

⑳ 第一卷第一十六章第六法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝が地方住民に(宣示す)。

州総督^{プラエセクス}たちは群集が集まっている裁判官席で公開の審査¹を行うべきこと。市民たちの採め事を聴聞する者(II州総督)たちは、訴訟を起こそうとする者が対価なしでは自らに会う機会を得られないようにするために、別室に身を隠すようなことがあってはならない。そして、自らのもとに持ち込まれたすべての案件について聴聞を行い、慣例通りに触れ役が再々呼ばわっても、(審査を)申し立てることを望む者が誰もおらず、公事・私事すべての審査が終了し

てから、退出すべし。ところで、最も公正で注意深き州総督^{ユニアキウス}らを公衆の歓呼で称賛する権能を、我等は万民に対し与えるものである。それは、我等がそのような州総督に對し、榮譽がいや増した行列²を認めるようにするためである。反対に、不正かつ邪悪な州総督らは、苦情を申し立てる声で非難さるべし。さすれば、我等の譴責の力が彼らを破滅させるであろう。と言うのも、庇護関係により真の声が欲するままに発されなかつたのかどうか、我等は注意深く調べるからである。したがって、諸州に配置されている道長官および総監^{コンメス}たちは、我等が地方住民の声を、我等の知るところとならしめること。

バッススとアブラウイウスがコーンスルの年の十一月一日コーンスタンティノーポリスで掲示す。

(1) *publicae notiones*. これは、以下に続く「訴訟を起こそうとする者 *iurgatus*」や「申し立てる (*postulare*)」ことを望む者が誰もおらず、公事・私事すべての審査が終了してから (*expletis omnibus actibus publicis privatisque*)、退出すべし。」という表現から窺えるように、「訴訟の申立 *postulatio actio[n]is*」に対する審査であろう。

帝政前期の通常民事訴訟手続であった方式書訴訟手続においては、訴訟を起こそうとする者はまず、被告に対し自

分がどのような訴訟を提起しようとしているのかを知らせ（「訴訟の開示 *editio actionis*」）、法廷に召喚する。原告・被告双方（本人か代理人）が管轄政務官（主に法務官）の面前に出頭すると「*litare*の手続（法廷手続）」が行われ、原告は法務官に対し、審判人の面前で行われる「*audiri debent*の手続（審判手続）」に入るべく、方式書の承認を申し立てる（「訴訟の申立 *postulatio actionis*」）。訴訟の申立を受けた法務官は、管轄権、訴訟能力、当事者適格等の訴訟の前提要件が具備するか否かを確め、これを欠く場合、あるいはこれを具備していても原告の申立が明らかに不道德なものである場合等には、原告による訴訟の申立を拒否できる（*denegare actionem*）が、申立の拒否はむしろ例外に属し、通常は原告の申立を承認する（*dare actionem*）。また、簡単な事情審査の上で原告に訴権を付与することもあった（法文⑤註（3）参照）。原告は訴訟申立と同時に、被告に対しても改めて、自分がいかなる方式書によって訴訟を為すかを明示し（*editio actionis*）、自らの主張を陳述する。これに対し被告は、原告の主張に理由があることを承認して認諾するか（*confessio in iure*）、あるいは原告の主張を否定して争う。後者の場合、原告が申し立てた方式書に、被告の抗弁、原告の反抗弁、被告による再抗弁が付記され得る。法務官はこのようにして当事者間の合意によって作成された方式書を承認し、方式書で審判人に指名された者に対して、方式書の指示にしたがって判決すべき

ことを命じる。この争点決定（*litis contestatio*）の手続により法廷手続は終了し、審判手続が構成されて、そこで証人尋問や証拠書類の検討等が行われ、審判人は必要があれば法学者や諮問会の意見も仰いで判決を下す。両当事者がこのような審判手続で両者間の争いを解決することに合意した場合、法務官がもし不適法に方式書の承認、したがって審判手続の構成を拒絶するならば、原告は他の政務官の面前で再び手続を履行して審判手続を構成することができた。船田【ローマ法】、第五卷（法文④註（5）所引）、一三七〜一四七頁、および原田【ローマ法】（法文②註（2）所引）、三八五〜三九一頁、また Berger, *Encyclopedic Dictionary*（法文②註（3）所引）、s. v. [*Editio actionis*]; [*Denegare actionem* (*denegatio actionis*)] を参照。

このように方式書訴訟が法廷手続と審判手続の二段階に分かれ、管轄政務官の任務は法廷手続の段階で終わり、政務官自らが事実を審理して判決を下すことはなかったのに対し、帝政後期に通常の裁判手続となる官職裁判官の職権審理手続においては、手続が二段階に分かれることはなく、官職裁判官が判決に至るまでの全過程を担当した（船田前掲書、二七三〜二七九頁、および原田前掲書、四〇七〜四〇八頁を参照。また、法文⑤註（2）と法文⑬註（2）も参照）。方式書訴訟で用いられた種々の方法や用語も残存したが、必要な変更が加えられた（船田前掲書、二八〇〜二八一頁参照）。たとえば、方式書訴訟においては

法廷手続を終了させる行為であった「争点決定[*litis contestatio*]

という用語は、帝政後期においては官職裁判官が両当事者の言い分に対する聴聞を開始することに用いられるようになった (cf. Berger, *op. cit.*, s. v. [*litis contestatio*])。このような職権審理手続においては、訴権付与や裁判開始についても官職裁判官の裁量権が広がり、それゆえに本論文が言及するような種々の不正が生じる余地も広がった。

なお、刑事訴訟を起こす手続きについては、法文²⁹⁵註(5)および法文²⁹⁶を参照。

- (2) *honoris auctiores processus*. 帝政後期の官僚制においては、皇帝に関わる儀礼に準じた儀礼が、極めて重要であった。地方住民にとっては全ての帝国官吏が「小型版皇帝」であり、彼らの移動に伴う「行列」を構成する諸要素―衣服や徽章、乗物、随行団の規模、護衛が携行する武器など―が、彼らの位階を象徴していた。彼らが都市に入る際や出立する際には、皇帝の場合と同様、都市公職者や参事会員らによる出迎え・見送り、市民による歓呼などの儀礼が伴った。市民による帝国官吏への歓呼は記録され、その記録は皇帝による勤務評定(昇進や懲罰)に資するべく、定期的に首都に送られた。本論文の「荣誉がいや増した行列を認める」という表現も、具体的な行列の在り様への言及というより、「昇進させる」という意味であろう。cf. Christopher Kelly, *Ruling the Later Roman Empire*, Cambridge, Mass. & London, 2004, pp. 18-31; Michael McCormick,

Eternal Victory: Triumphal Rulership in Late Antiquity, Byzantium and the Early Medieval West, Cambridge/Paris, 1986, pp. 252-255; J. H. W. G. Liebeschuetz, *Antioch: City and Imperial Administration in the Later Roman Empire*, Oxford, 1972, repr. 2000, pp. 208f.; Heunann/Seckel, s. v. [*Procedere*].

295 第一卷第一十六章第七法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が地方住民に(宣示す)。

〈州総督の〉下僚らの強欲な手は、今すぐに無くなるべし。無くなるべし、と我は言う。何となれば、もし(その)ような下僚が(警告されても)無くならないのであれば、彼らは剣によって裁断されることになるからである。裁判官の緞帳は売られてはならず、入廷が購われてはならず、法廷が贈取賄によって悪名高くなり、州総督が姿を現すこと自体が対価を伴うようなことがあってはならない。裁判官の聴聞は極貧者にも富裕者にも等しく開かれてあるべし。下僚団首席と呼ばれる者の略奪は、法廷に招じ入れられるべき者から遠ざけられるべし。それら下僚団首席らの補佐

役たちは、訴訟当事者らに対し、いかなる強請も行ってはならない。多寡を問わず何物かをせびる百人隊長や他の人びとの下僚らによる耐えがたき攻撃は粉碎され、係争者らに一件書類を引き渡す者たちの飽くなき貪欲は制御されるべし。上記の者たちにより訴訟当事者から何物かが取られることのなきよう、州総督の精勤により常に監視すべきこと。もし何びとかが民事訴訟から何かをせびろうと考えたときは、強請られた者全てに対し州総督プラエセクスによる調査を得る権能が与えられて、忌むべき頭と首を切断するような武力による譴責があるべし。もし〈州総督らが〉隠蔽したならば、我等は万民に対し、諸州の総監コヌスのもとで、あるいは、道長官がより近くにいるのであれば彼らのもとで、その事について苦情を申し立てることを許すものである。而して、この者らの報告によりかかる強奪行為に関して熟知するところとなった我等は、刑罰を与えるであらう。

バツスとアブラーウィウスがコーンスルの年の十一月一日コーンスタンティノポリスで付与付与す。

(1) *gladius praedentur*. 「剣によって *gladius*」 という表現が意味するところについては、法文◎註 (2) を参照。

(2) (2) で「法廷」と訳出したのは *secretarium* という語で

あり、帝政後期の裁判・判決言い渡しは、緞帳 *velum* で仕切られた法廷で非公開で行われていたことを示唆している。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文◎註 (3) 所引), s. v. [Secretarium].

(3) *centurionum aliorumque officialium parva magnaue poscentium*. 〃の「百人隊長 *centuriones*」は、すぐ前に出てくる下僚団首席 *offici principes* の別称と思われる。帝政後期の州総督庁は、道長官庁と同様に (法文◎註 (2) 参照)、司法部門と財務部門に二分され、司法部門の最上位には *principes (officii)*、次に *cornicularius*、その次に *commentariensis* が位置し、それぞれ書記 *exceptores* などのスタッフを有していた。これらの職名に軍隊に由来するものが多いのは、帝政前期に属州総督の下僚団として働いたのが、その属州もしくは近隣属州に駐屯する軍団から隊外勤務を命じられて派遣される、百人隊長を長とする兵士たちであったことの名残であった。cf. Jones, *LRE*, pp. 563-566; 593. Mommsen は *centurionum* から *poscentium* まですべて一切カンマを入れておらず、このパンクチュエーションに従うならば、この句は「百人隊長 〓 下僚団首席 (の下僚) や他の人々の下僚」の意と取れ、すぐ前で下僚団首席とその補佐役ら *adiutores* の不正に言及したのに続き、彼らの配下にあるスタッフの不正に言及していると解される。これに対し、Gothofredus, ad I. 7. 1 は *aliorumque officialium* の前後にカンマを打って「百人隊長や、他の下僚」の意と取

り、*princeps—aditores—centuriones—exceptores* という位階を想定している。

(4) 本文は前掲法文^②と名宛人、発布年月日、発布地が同じであり、もとは同一法文を成していたと思われる。

②⑥ 第一六卷第八章第四法文

同(「コーンスタンティヌス」帝が、聖職者とシナゴーク長とシナゴークの父長、および同じ場所で奉仕する他の者たちに「宣示す」。

「シナゴーク」聖職者とシナゴーク長とシナゴークの父長、およびシナゴークに奉仕する他の者たちは、あらゆる身体への負担(ムネウツ)から自由であるよう、我等は命じる。

バッシスとアブラーウィウスがコーンスルの年の一二月一日コーンスタンティノポリスで付与す。

(1) *hieret et archisynagogi et patres synagogarum. Jones, LRE, p. 945 et n. 18* は本巻本章収録の法文史料(法文^{④③}、^{④④}、本法文、第一三法文「三九七年」、および一碑文史料(三人の *archisynagogoi*、一人の *gerousiarchos*、二人もしくはそれ以上の *presbyteroi* が出づくる *Inscriptions gregues et*

latines de la Syrie, 1319) に基づき、帝国各地のシナゴーク聖職者の呼称を「*priests* (「聖職者」*hieret*)、*elders* (「長老」*maiores, presbyteri*)、*heads of the synagogues* (「シナゴーク長」*archisynagogi*)、*fathers* (「シナゴークの父長」*patres synagogarum*) or *patriarchs* (「父長」*patriarchae*) と整理している。また、法文^{④③}註(3)で紹介したように、Gothofredus と F. Millar, *The Jews of the Graeco-Roman Diaspora between Paganism and Christianity, AD312-438* (法文^{④③}註(3)所引)、p. 98 も「*ティベリアス*在住の「総主教」の権限に従属する *patriarchae* に言及する本巻本章第一三法文に基づき、各地のユダヤ人共同体にも *patriarcha* と呼ばれる人がいたと考えている。

これに対し T. D. Barnes, *Foregrounding the Theodosian Code, JRA 14* (2001), pp. 678f. は「本文文に出づくる *hieret* や *archisynagogi* については、*ディアスポラ*のユダヤ人共同体組織に関する比較的豊富な碑文史料でも確認できるが、シナゴークの「父長 *patriarchae*」の存在を確実に証明する碑文史料は無いと指摘し、コーンスタンティヌス帝時代のテキストで言及される *patriarchae* は「伝説的な「族長」かティベリアスにいる「総主教」のいずれかであると主張する。そして、法文^{④③}における *patriarchis vel presbyteris* という複数与格は文法的に乱れており、*Mommsen* が同法文への注釈 *apparatus* で「*Seck* の修正案(複数主格 *patriarchae vel presbyteri* に直す)も紹介した上で、「おそらく

これら三語は削除されるべき」としたのは正しかったと断言。これら二つの称号は元のテキストには欠如して後述に書き加えられたものであり、本巻本章第一三法文における patriarchisque et (Mommsen のテキストでは ac) presbyteris の三語も同じ手で書き加えられたものと推測する (n. 45, なお Mommsen, ad 16. 8. 13 も) の patriarchisque は削除されるか、Seeck と同様に patribusque に修正されるべきとする)。

しかし、法文⑦の複数与格は「ユダヤ教徒のシナゴグに父長や長老として自らを捧げ」と訳出したように、dare という動詞と共に用いられる目的の与格と解釈することも不可能ではないであろう。F. Millar, op. cit. が patriarchae という語が出てくる一碑文 (*Corpus Inscriptionum Indicarum*, 650 = *Année Epigraphique* 1984, 439) を出発点として帝政後期の各地のユダヤ人共同体における多様性を説くのに対し、Barnes, op. cit. p. 678, n. 44 は同碑文に関する Millar の議論は他の点では見事だが、Millar が法文⑦と本巻本章第一三法文の二法文を、各地のユダヤ人共同体における patriarchae の存在を示す史料として認めているのは不幸なことと批判する。だが、Mommsen が校訂したテキストのみならず apparatus も見よとの Barnes の指摘にはいささかも異論はないが、異説が伝わっていないテキストについて apparatus における Mommsen 自身の解釈に依拠して、問題の単語を後代の加筆と断じる Barnes の立論は、F.

Millar の議論を完全に斥け得るほどに強固なものとは思えない。

(2) ab omni corporali munere. 「身体への負担 corporalis munus」すなわち「個人の負担 munera personalia」の一部を成す「身体労働を伴う下級の負担 munera sordida corporalia」については、法文⑧註(2)を参照。前註(1)で見たように法文⑧の patriarchae と presbyteri については Gothofredus, Jones, Millar のように解釈するにせよ Barnes のように解釈するにせよ、本法文はユダヤ人共同体の高位聖職者もしくは役職者に「個人の負担」および「市民の負担」(法文⑧註(2)参照)からの免除特権を付与した法文⑧を敷衍して、「下級の負担」については「シナゴグに奉仕する他の者たち」すなわちシナゴグの下位聖職者にまで免除対象を広げたものと解される。cf. Gothofredus, ad h. l.

②⑨ 第三卷第一六章第一法文

コーンスタンティヌス帝が道長官アブラーウィウスに「宣示す」。

妻がその歪んだ欲望のままに「離婚」理由をあら探しして、たとえば酒好きであるとか賭好きであるとかが、あるい

は女好きであるとして、夫に対して離縁を通告することは許されないし、逆に夫らは何であれそうした機会をとらえてその妻を離縁することも許されないのであるが、にもかかわらず妻が離縁を通告する場合には、以下の犯罪に限って調査がなされるべきであり、その夫が殺人者または毒薬調合人あるいは暴荒らしであることを妻が立証するならば、最終的に名譽を回復した妻が自分の嫁資すべてを取り戻すことができるようにすべし。なぜならば、妻がこれら三つの犯罪以外への理由⁽²⁾で夫に離縁を通告するならば、妻は小さな髪留めの一本に至るまで夫の家に置いていかなければならず、また、これほどまでの厚顔無恥の代償として島流しにされるべきだからである。男たちの側についてもまた、夫らが離縁を通告する場合、姦婦または毒薬調合人あるいは売春仲介人である妻と離縁することを欲しているのかどうか、これら三つの犯罪について調査されるのが至当である。なぜならば、夫が、これらの犯罪に関わりのない妻を追い出した場合には、夫はすべての嫁資を(妻に)返還すべきであり、別の女性と結婚すべきではないからである。夫がこのようなことを為したならば、前妻には以下の権能が認められる。すなわち、彼女に加えられた不正に対する代償として、夫の家に立ち入って、後妻の嫁資

すべてを自らのもとに移転させる権能が認められるのである。
 バッスとアブラーウィウスがコーンスルの年の：に付与す。

(1) Abavivus. この人物については、法文⁽¹⁹⁾註(一)を参照。

(2) 忌むべき犯罪としての殺人、毒薬調合、姦通については、法文⁽¹⁹⁾、法文⁽²¹⁾、法文⁽²⁰⁾を参照。

本法文は、忌むべき犯罪を理由として離縁通告することを、夫と妻の双方に認めているが、法文⁽²²⁾は、夫が妻を姦通で告発する場合を除いて、「告発登録の義務はあらゆる種類の告発を縛る」と定めている。つまり、姦通を理由として夫が妻に離縁を通告する以外の離婚の場合には、離縁を通告する者はその配偶者の有罪を立証しなければならなかったのだらう、と J. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文⁽²³⁾註(7) 所引), p. 229 は推測している。

三三二年

②86 第七卷第二二章第四法文

同(「コロンスタンティヌス」)帝が道長官レオンティウスに(「宣示す」)。

我等はかつて以下のごとく定めた。すなわち、退役兵の息子たちが一六歳になっても軍務に就くことが出来ない、例えば武具の扱いに適していないと判明したようなときには、都市参事会へ委ねられるべし。⁽¹⁾

パカティアアヌスとヒラリアアヌスがコンスルの年の四月一日に付与す。⁽⁵⁾

- (1) Leontius. 三四〇〜三四四年のオリエンス道長官 Fl. Domitius Leontius と同定されている。詳しくは、*PLRE. i. pp. 502f.* (Fl. Domitius Leontius 20) を参照。 *scriptio* に基づく発布年との食い違いについては、後註(5)を参照。

(2) 退役兵の息子たちと都市参事会の関係については、既に法文⁽⁴⁾、⁽³⁾、⁽²⁾でも述べられている。その他、本法典では、法文⁽²⁾も退役兵の息子たちについて扱ったものとして収録されている。

(3) 入隊にあたっての適格審査については法文⁽³⁾註(4)を参照せよ。また、退役兵の息子たちが入隊する、あるいは都市参事会へ入るべき年齢は法文によって異なり、必ずし

も一致していない。詳しくは、同じ法文⁽³⁾註(4)の他、法文⁽³⁾註(3)を参照。

(4) *curtis mancipentur*. 法文⁽⁴⁾、⁽³⁾でも使われているこの表現は、法文⁽³⁾で言及されているように、都市参事会員となる、あるいは都市参事会員の負担に服する、という意味である。 cf. Heumann/Seckel, s. v. [Mancipare].

(5) *scriptio* のコンスル年に従えば、本法文は三三二一年のものとなる。しかし、本法文の内容は第二二卷第一章第三五法文とはほぼ同じものであり、その *scriptio* に従って Mommsen は本法文も三三三年のものともなしている。*PLRE. i. loc. cit.* や Seckel, *Regesten*, p. 95 も同様である。

②99 第三卷第五章第四法文

「同」(「コロンスタンティヌス」)帝が道長官パカティアアヌスに(「宣示す」)。

少女と自分との婚姻につき約束した者が二年の間に婚姻をしないままで、その期間が経過してしまい、その後当該女性が別の者との結婚に至ったときは、彼女にはいかなる罪も帰されるべきではない。彼女は、(別の人との)婚姻を急ぐことで、その婚約がそれ以上長く嘲りの対象とな

ることを甘受しなかつたのであるから。

パカティアーヌスとヒラリアーススがコンスルの年の四月一二日マールキアーノポリスで付与す。

(1) Pacatianus. 法文^②註(1)参照。

(2) puella. puer 同様、奴隸、少年・少女、若者 (puerilis aetas) など複数の意味を有する非テクニカル・ターム。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^②註(3)所引), s. v. [Puer], [Puertial].

③ 第三卷第五章第五法文

(同「^①コーンスタンティーンス」帝が) 道長官パカティアーヌスに(宣^①示す)。

少女の父、後見人、保佐人、その他誰であれその親戚^②には、はじめに少女を兵士と婚約させたときは、同人を別の者と結婚させることは許されない。もし(別の者と結婚させたことが)二年以内ならば、(その者は)不誠実の被告として島に追放されるべし。結婚を約束して二年が経過し、少女を婚約させた者が同人を他の者と結婚させたとき

は、(そのことは)当該少女ではなく、むしろ婚約者の罪に帰され、二年後に別の男性とその少女を結婚させた者には何ら害は及ばない。

パカティアーヌスとヒラリアーススがコンスルの年の四月一二日マールキアーノポリスで付与す。

(1) Pacatianus. 法文^②註(1)参照。

(2) adfines. 厳密には配偶者の一方と、他方配偶者の近親との間の関係、すなわち姻戚関係を表現する。Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^②註(3)所引), s. v. [Adfines], [Adfinitas].

④ 第二卷第一章第三法文

(同「^①コーンスタンティーンス」帝がビューザーケーナ州会議に(宣^①示す)。

奴隸が必然相続人として指定されるべきであるのは、(相続によって)財産のみならず破廉恥^②をも手にすると考えられるからである。それゆえ、相続人たる者が破廉恥^③の恥辱にまみれているときには、不倫(遺言)の訴訟が(遺

言者の) 兄弟姉妹に認められ、(相続人に) 指定された者が汚辱や何らかの軽微な汚点のゆえに獲得しえないすべてのものが兄弟姉妹に引渡されることは明らかである。したがって、もし解放奴隷が相続人に指定されて兄弟姉妹が(相続から) 遠ざけられたときは、この点についても、兄弟姉妹は、不倫(遺言)の訴えを提起して、死者が不当にも解放奴隷のものとなることを望んだ彼の全財産を優先的に取得すべきである。

パカティアーヌスとヒラリアーヌスがコーンスルの年の七月二七日コロニア・アグリツピーナで付与す⁽¹⁾。

(1) *necessarius heres*. 必然相続人 *heres necessarius* とは、被相続人の死亡とともに自らの意思とは無関係に、さらにはその意思に反してでも、市民法に基づいて法律上当然に相続人とされる者のことであり、相続を承認するか否かがその任意とされる任意相続人 *heres voluntarius* と対比される。必然相続人とされるのは、古典期においては、自権相続人、解放と同時に相続人に指定された被相続人の奴隷、などの家内相続人であるが、自権相続人に対しては、債務超過となった遺産の相続を回避させるために法務官によって「相続」拒否権 *ius abstinenti* が認められていた。古典期以後、家権力の衰退とともに、家内相続人が必然的に相

続人になるといふ観念は消失し、西部の卑俗法においては、家内相続人も相続承認によって初めて相続人になるとされたが、相続人に指定された被相続人の奴隷だけは必然相続人のままであった。原田「ローマ法」(法文②註(2)所引)、三四七頁、Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(3)所引)、s. v. [*Heres necessarius*], [*Heres suus et necessarius*], [*Abstiner* (se) *hereditate*], Kaser, *Das römische Privatrecht I* (法文②註(3)所引)、p. 714; Kaser, *Das römische Privatrecht II* (法文⑤註(2)所引)、p. 524.

(2) *infamia*. 破廉恥 *infamia* とは、元来は不名誉な者に対する社会的悪評を意味するが、すでに共和政期には、例えば、刑事裁判における敗訴者、職業者、良俗違反者などに対して、破廉恥に基づくさまざまな法的不利益が監察官や法務官などによって課されることがあった(例えば、他人のために訴訟の申立をすること、他人の訴訟代理人となること、他人を自らの訴訟代理人とすること、後見人となること、元老院議員になること、などが禁止された)。ユースティニアヌス帝は、破廉恥に関する規定を統一し、俳優・剣闘士などの不名誉な職業に就いている者、刑事裁判や不法行為訴訟における敗訴者、信義を基礎とする法律関係に基づく訴訟における敗訴者、破産者、判決不履行者、不名誉な理由に基づく除隊者、などを破廉恥者として、前述のような法的不利益を課すべきものとした。原田「ローマ法」(法文②註(2)所引)、五九六〇頁、Ber-

ger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(3)所引), s. v. [Infamia].

Gothofredus, ad h. l. は、*hij*での破廉恥を、(破産による)財産売却 *venditio bonorum* によるものと解するが、Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文⑤註(2)所引), p. 542, n. 10 は、破廉恥が遺言者の債務超過に基因しているわけではなく、遺言者の同父異母の兄弟姉妹(本法文の *interpretatio* 参照)に対して、遺言者のかつての奴隷であった相続人から相続財産を取り上げる権利を認めるために、破廉恥「概念」の残滓がその手がかりとして用いられているにすぎないとする。

- (3) 本箇所における *infamia* と本法文註(2)における *infamia* との異同が問題となる。Gothofredus, ad h. l. は、本箇所では奴隷が相続人に指定されて解放された後に忘恩行為を働いた場合が想定されているという説と、特に忘恩行為を働いたわけではないにしてもかつての奴隷が現在は遺言者の相続人となって財産を取得していること自体が遺言者の兄弟姉妹に対して破廉恥の状態にあるとする説を紹介し、彼自身は後者の説に賛成しているが、いずれにしても本法文註(2)における破廉恥とは別の内容を想定していることになる。Kaser は、本法文註(2)で紹介したように、両者の異同を問題にすることなく、本法文では破廉恥「概念」の残滓が利用されているにすぎないと解する。なお Gothofredus, ad h. l. は、Kaser, *Das römische Privatrecht*

II (法文⑤註(2)所引), p. 136, n. 50 も、本法文の内容は不明瞭であるとしている。

(4) *actio inofficiosa* については、法文⑧註(3)参照。

(5) *turpido*、汚辱 *turpido* とは、職業、不道徳な行為、不適切な行為のゆえに「卑しい者 *turpis persona*」とされた者が、法律上の *infamia* とはされないものの事実上の *infamia* とされて法的不利益を受ける場合を指し、註釈学派は、法の破廉恥 *infamia iuris* と対比して事実の破廉恥 *infamia facti* と呼んだとされる。cf. 原田『ローマ法』(法文②註(2)所引)、六〇―六一頁 Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(5)所引), s. v. [Turpido]、なお、法文⑧註(4)も参照。

(6) Gothofredus, ad h. l. は、遺言者の私生児が相続人に指定された場合を想定している。

(7) *subscriptio* に従えば、本勅法は三三二三年にコロニア・アグリッピーナ(現ケルン)で付与されたことになるが、コンスタンティヌス帝はその年にはマールキアノーポリスカンスタンティノーポリスに滞在していたとされるので、付与地と付与年の関係が問題になる。Gothofredus, ad h. l. は、付与年を *subscriptio* 通り三三二年としたうえで、付与地をコロニア・アグリッピーナではなく、コロニア・アドリミティーナ(ビュルザーケーナ州の首都ハドルメトゥムを指す)と解すべきであるとする(ただ、Gothofredus の理解においても、皇帝滞在地と勅法付

与地との齟齬が問題となる⁽¹⁾。他方、Seck, *Regesten*, p. 156は、テオドシウス法典においては皇帝名やコーンスル名よりも日付や地名のほうが信頼が置けると述べて、*subscriptio*におけるコーンスル名が「改ざん」されている可能性がきわめて高いとし、コーンスタンティウス帝は三一三年夏にフランク族と下ゲルマーニアで戦った際にその首都コロニア・アグリッピーナを訪れたに違いなく、同帝が七月にその地に滞在したのは三一三年のみであるとして、本来は三一三年の七月に付与されたものと解する。Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文^⑤註(2)所引), p. 136, n. 50; p. 139, n. 7; p. 517, n. 24も、三一三年説を採る。Momm森, ad h. l.は、三三三年にはコーンスタンティウス帝はゲルマーニアには滞在していなかったので付与地か日付が誤っているはずである、と述べるにとどまる。

④ 第四卷第一〇章第一法文

コーンスタンティウス帝がビュサーケーナ州会議に
 〈宣示す〉⁽¹⁾。

忘恩の解放奴隷に対して、法は以下のように立ちはだかる。すなわち、何らかのうぬばれや頑迷さから不遜になつ

たり、軽微な侮辱の科を犯したときは、彼らは、解放主によって再びその支配と権力のもとへと投ぜられるべきである。⁽²⁾

パカティアーヌスとヒラリアーヌスがコーンスルの年の七月二七日コロニア・アグリッピーナで付与す。⁽³⁾

(1) 本法文と法文^⑥は、*inscriptio*と*subscriptio*の同一性から本来は同じ勅法を構成していたとされるが、Gothofredusは、本法文では忘恩の解放奴隷が扱われているのに対し、法文^⑥では解放奴隷一般が扱われているとする。cf. Gothofredus, ad 2. 19. 3.

(2) Gothofredus, ad h. l.によれば、ローマ市民となった解放奴隷が忘恩行為を働いたときはユニーウス・ラテン人の地位に降格されていたが、コーンスタンティウス帝は、本勅法によって、忘恩の解放奴隷はすべて奴隷の地位に戻されることを定めたとされる。なお、Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文^⑤註(2)所引), p. 139, n. 8も参照。

(3) *subscriptio*における付与地と付与年については、法文^⑥註(7)参照。

④ 第四卷第八章第八法文

「……もしも、自由身分の主張^①」と抗弁が開始され「たのちに」、別の者が、法廷に呼び出されることを請求してきたときには、自由身分の主張と抗弁はすべての（訴訟当事者）者のあいだで開始されるべきではあるが、（法廷に呼び出されることを請求した者）自身は、請求している人数分の奴隷を（一旦）国庫に差し出すことが義務づけられる。他方、もしも、自由身分の主張者が敗れたときには、前述の科料を引き受けるか、もしくは、困窮ゆえにそれを遂行できないならば鉱山に送られるべし。自由身分訴訟がおこなわれるときには、未成年者の保護者^②に關しても同じ規則が遵守されるべきこと。後略。

パカティアーヌスとヒラリアーヌスがコーンスルの年の一〇月二六日コーンスタンティーンポリスで付与す。

(1) *adsertio*. 法文^⑦註(1)を参照。

(2) *defensor minorum*. 法文^⑤および法文^⑦註(5)を参照。

③④ 第五卷第十七章第一法文

コーンスタンティーンヌス帝が地方住民に（宣示す）。
 何びとのもとであれ、他者の権利に属するコローヌスが発見されたときには、その者は同人（＝コローヌス）をその原籍地^①に返すのみならず、その間の同人に対するカビターティオ税^②をも引き受けるべし。
 (1) また、逃亡をもくろむコローヌスたち自身は、鉄枷で奴隷の状態へと縛りつけられるのが適切である。それらに、自由人に相応しき責務を、奴隷状態の宣告という当然の報いにより果たさせるためである。
 パカティアーヌスとヒラリアーヌスがコーンスルの年の一〇月三〇日に付与す。

(1) *origo*. 法文^⑥註(2)では *origo* について、*patria* という語との対比において、「テオドシウス法典に伝えられる勅法において *origo* は特定の住民階層（集団）の出自を示すようになり、都市所屬が問題となる場合は専ら *patria* が用いられるようになった」と述べた。だが、本法文における *origo* は明らかに、課税基礎査定時にコローヌスが所屬していた課税単位（都市や村落、所領など）、すなわち原籍地を指している。帝政後期における課税基礎査定については法文^⑩註(13)を参照。また、農業労働力が財政的見地から原籍地に緊縛されていくことについては、法文^⑫註

- (4) も参照。
 (2) *capitatio*. 法文⑥註(1) 参照。

三三三三年

③⑤ 第三卷第三〇章第五法文

〔同「II コーンスタンティヌス」帝がフェーリークスに〕⁽¹⁾〈宣示す〉。⁽²⁾

永借地が、後見人や保佐人の怠慢ないし背信によつて、⁽³⁾没収という屈辱のもとで未成年者の財産から取り上げられたのであるから、以下のように決する。すなわち、後見人ないし保佐人は、彼らの職務の間に未成年者の永借地が没収という恥辱によつて〈永借権という〉⁽⁴⁾特権を失ったときには、懲罰の威嚇のもとに、その物が値しえたことが明らかになるであろう額を自己の財産から未成年者に返還すべきである。

ダルマティウスとゼノフィールスがコーンスルの年の四月一八日コーンスタンティノーポリスで付与す。

- (1) Felix. この人物については、法文⑩註(1) 参照。
 (2) *possiones iuris emphyteutici*. 永借権 *emphyteusis* については、法文⑨註(3) 参照。

- (3) *Gothofredus ad 3. 19. 3* は、後見人や保佐人が借料の支払いを怠ったことが怠慢ないし背信にあたると解している。
 (4) 永借権は、耕作義務や借料支払い義務と引き換えに、他人の土地を完全に利用しうる物権のことであり、その相続や譲渡も可能であつて、所有権に類似した性格を有していた。それゆえ、「特権 *praerogativa*」という表現がなされたものと思われる。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文⑫註(3) 所引), s. v. [*Emphyteusis*]; Heumann/Seckel, s. v. [*Emphyteusis*].

(未完)

(附記) 今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、林信夫、樋脇博敏である。